

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策一覧

(OAG調べ/2020年3月19日20時現在)

緊急支援策の手続きや最新情報等は、OAGの担当者までお問い合わせください。 ■OAG税理士法人 ☎03-3237-7500 ■(株)OAGビジコム ☎06-6310-3101 ■OAG監査法人 ☎06-6310-3200  
 ■(株)OAGコンサルティング ☎03-3237-8008 ■(株)OAGアウトソーシング ☎03-6265-6530 ■OAG弁護士法人 ☎03-3234-9700

## ●資金繰り支援：売上高が減少しているため、融資を受けたい方

種類	名称	窓口	対象条件	限度額	利率	返済期間	担保保証	据置期間	備考	
すべての業種が対象	信用保証	セーフティネット保証 4号	・取引先の金融機関 ・信用保証協会 ・市区町村	売上高が前年同月比 <b>20%以上減少</b> ※中小企業者限定	一般保証と別枠で <b>2.8億円</b> (4号・5号で2.8億円)	要相談	要相談	要相談	融資前に市区町村に認定申請	
		セーフティネット保証 5号		売上高が前年同月比 <b>5%以上減少</b> ※指定業種の中小企業者限定						
		危機関連保証		売上高が前年同月比 <b>15%以上減少</b> ※中小企業・小規模事業者限定						
	融資/一般	新型コロナウイルス感染症特別貸付	・日本政策金融公庫	①・②のいずれかに該当 ①直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して <b>5%以上減少</b> ②業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合には、直近1ヶ月の売上高が a、b、c のいずれかと比べて <b>5%以上減少</b> a 過去3ヶ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高	中小事業： <b>3億円</b> 国民事業： <b>6,000万円</b>	3年間 基準金利▲ <b>0.9%</b> 4年目以降 基準金利	運転資金：15年以内 設備資金：20年以内	無担保	5年以内	
		危機対応融資	・商工組合中央金庫	同上	<b>3億円</b>	同上	同上	同上	同上	
		特別利子補給制度	・経済産業省	上記の新型コロナウイルス感染症特別貸付・危機対応融資の借入を行った事業者で①～③のいずれかに該当 ①個人事業主 ②小規模事業者（売上高 <b>15%以上減少</b> ） ③中小企業者（売上高 <b>20%以上減少</b> ）	・日本政策金融公庫 中小事業： <b>1億円</b> 国民事業： <b>3,000万円</b> ・商工組合中央金庫： <b>1億円</b>	左記の限度額までの金利を <b>3年間補給</b>	—	—	—	詳細未定
新型コロナウイルス対策マル経		・日本政策金融公庫 ・商工会議所	商工会・商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者で直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年から <b>5%以上減少</b>	<b>別枠で1,000万円</b>	3年間 基準金利▲ <b>0.9%</b>	要相談	無担保 無保証	3年以内		
セーフティーネット貸付	・日本政策金融公庫	今後コロナウイルスによる <b>影響が見込まれる</b>	中小事業： <b>7.2億円</b> 国民事業： <b>4,800万円</b>	基準金利	運転資金：8年以内 設備資金：15年以内	要相談	3年以内			
生活衛生関連事業が対象※	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・日本政策金融公庫	生活衛生関係事業を営み、①・②のいずれかに該当 ①直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して <b>5%以上減少</b> ②業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合には、直近1ヶ月の売上高が a～c のいずれかと比べて <b>5%以上減少</b> a 過去3ヶ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高	<b>別枠で6,000万円</b>	3年間 基準金利▲ <b>0.9%</b> 4年目以降 基準金利	運転資金：15年以内 設備資金：20年以内	無担保	5年以内		
	特別利子補給制度	・経済産業省	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の借入を行った事業者で①～③のいずれかに該当 ①個人事業主 ②小規模事業者（売上高 <b>15%以上減少</b> ） ③中小企業者（売上高 <b>20%以上減少</b> ）	<b>3,000万円</b>	左記の限度額までの金利を <b>3年間補給</b>	—	—	—	詳細未定	
	衛生環境激変対策特別貸付	・日本政策金融公庫	旅館業、飲食店・喫茶店営業を行い、①・②のいずれにも該当 ①直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して <b>10%以上減少</b> し、今後も減少が見込まれる ②中長期的には回復が見込まれる	<b>別枠で1,000万円</b> (旅館業は別枠で <b>3,000万円</b> )	基準金利	7年以内	要相談	2年以内		
	生活衛生改善貸付	・日本政策金融公庫	生活衛生同業組合などに経営指導を受けている小規模事業者で直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年から <b>5%以上減少</b>	<b>別枠で1,000万円</b>	3年間 基準金利▲ <b>0.9%</b>	要相談	無担保 無保証	3年以内		

※生活衛生関連事業：飲食店、喫茶店、食肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場営業、旅館、公衆浴場、クリーニング、理容師・美容師養成施設

## ●補助金・助成金制度：新型コロナウイルスの影響で事業の見直しや社員を休業させている方

名称	内容
ものづくり・商業・サービス補助	部品の調達が困難となり、内製化するために設備投資をする場合等に最大 <b>1,000万円</b> まで補助
持続化補助	店舗販売からネット販売への転換や無人受付の導入等にかかるコストの最大 <b>50万円</b> まで補助
IT導入補助	テレワークツールの導入等にかかるコストの最大 <b>450万円</b> まで補助
雇用助成金の特例措置	労働者の一時的な休業で雇用維持をした場合、支給した <b>休業手当の2/3</b> (大企業は <b>1/2</b> )を助成

## ●申告・納付期限の延長

申告所得税の申告・納付	3月16日から <b>4月16日へ延長</b>
個人事業主の消費税の申告・納付	3月31日から <b>4月16日へ延長</b>
贈与税の申告・納付	3月16日から <b>4月16日へ延長</b>
国税の納付	<b>1年間換価の猶予</b> を受けられることがある 猶予中の延滞税の <b>全部又は一部が免除</b> される

